



GMAC 通信

2021年2月3日号

URL <http://www.g-mac.co.jp/>

発行：(株) ジーマック松木事務所 松木 昭和

税理士・行政書士・特定社会保険労務士・宅建士
ヘッドオフィス
中央区銀座6丁目7-18 デイム銀座7F
会計センター
杉並区天沼3丁目2-6 トヨタ駅前ビル4F
木更津事務所
千葉県木更津市文京3丁目1-50 夢遇館本館3F



総合受付TEL 03-3398-6363

緊急事態宣言の期限が延長されました

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大が止まりません。政府は1月7日に発令した緊急事態宣言を、感染の水準がまだ高い10都府県について宣言を延長しました。延長期間は3月7日まで。感染状況が改善すれば期限を待たずに解除する可能性もあります。1月7日からの宣言に伴い、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき営業時間短縮の協力要請に応じた飲食事業者等に対し、1日6万円（緊急事態措置期間1/8～2/7の間、全面協力した場合は1店舗当たり186万円）が支給されることになりましたが、延長したことでさらに協力金の拡充も検討されています。申請方法等については今後、各都道府県のホームページ等に掲載される予定です。

中小事業者に対する支援

緊急事態宣言の発令に伴い、発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある中小企業に対して一時金が支給されます。

法人40万円以内・個人事業者20万円以内

申請方法は現在調整中ですが、前年の確定申告、売上台帳の添付が必要。また一時取引先の納品書、顧客名簿等の保存が義務付けられています。

申請のお手続き・ご相談は当事務所までお問い合わせ下さい。

首相官邸のホームページに、様々な支援策が紹介されています



確定申告の季節になりました

早いもので2月に入りました。確定申告の期限は3月15日。まだまだ先の事・・・と思っていると、あっという間に3月です。そろそろご準備をお願いします。

確定申告の必要な主な方は、

- * 2ヵ所以上から給与が支給されている方
 - * 給与収入が2000万円を超えている方
 - * 不動産や株式の譲渡所得があった方
 - * 令和2年に住宅ローンを組んで住宅ローン控除を受けた方
 - * 生計を一にする親族が1年間に支払った医療費合計が10万円を超える方
- などなど、必要だと思われる方はお早めにご相談を！

確定申告に必要な主な書類をお知らせします。他にも所得や控除に応じた書類がございます。

詳しくは当事務所へお問合せ下さい。

(例として)

- ・給与所得源泉徴収票
- ・保険料控除証明書（生命保険、地震保険等）
- ・証券会社発行の特定口座年間取引報告書
- ・ふるさと納税寄付金受領証明書
- ・各所得の申告に必要な収入・経費がわかるもの
- ・医療費領収書

令和2年分確定申告は改正点がありますので、ご注意ください。



雇用調整助成金 延長！

雇用維持に協力した企業に支給する雇用調整助成金ですが、緊急事態宣言が発令されたことに伴い、3月末まで延長されました。緊急事態宣言が延長されたことで、4月末以降に延びる可能性もあります。

予約制です！

《相続勉強会 開催》

来月は王子の北とびあで開催致します。新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、会場定員120名に対し、約半分の人数での開催とさせていただきます。

相続税制改正を見据えたお話しもさせていただく予定です。ご興味のある方は是非ご参加下さい！（先着ご予約制）

日時：2月14日（水）14～16時

会場：北とびあ（北区王子1-11-1）

王子駅徒歩2分

不動産物件売却のお礼

前回のGMAC通信に掲載したマンションは無事に売却の運びとなりました。

不動産の売買に関するご相談も承ります

